平成２２年（フ）第１０４号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目62番地
破産者　株式会社今村工業
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２２号
兵庫県西脇市西脇688番地
破産者　株式会社稲垣組
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８号
栃木県足利市大月町1404番地６
破産者　有限会社タムラ工業
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６号
栃木県足利市八幡町620番地１
破産者　株式会社ハート・ランド
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１２１号
島根県浜田市久代町405番地
破産者　有限会社仲元食品
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第５３０号
群馬県前橋市天川原町１丁目２番地18
破産者　株式会社デュアル
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４７６号
埼玉県加須市花崎字房後1282番地７
破産者　有限会社アイケー工業
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３８号
名古屋市熱田区青池町３丁目９番地
破産者　株式会社小澤工業
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８８号
大津市真野１丁目１番１号
破産者　有限会社アドオプチカ
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０２号
群馬県桐生市広沢町５丁目1641番地の１
破産者　株式会社丸隆商店
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２０年（フ）第１５９号
群馬県みどり市大間々町大間々981番地
破産者　小池物産株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２０年（フ）第１６８号
千葉県千葉市美浜区打瀬１丁目５番地　パティオス７番街320号、開始決定時住所群馬県桐生市相生町２丁目1034番地の１
破産者　小池　　努
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2073番地１
破産者　有限会社エムワイエヌ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１６号
群馬県桐生市広沢町１丁目2665番地
破産者　間田　弘之
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２１号
群馬県桐生市川内町４丁目40番地の５
破産者　木村　浩之
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第９３号
新潟県三条市吉田57番地１、前住所新潟県三条市三竹１丁目１番21号
破産者　兼古　一夫
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２７号
新潟県三条市四日町５番10号
破産者　星野　忠勝
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第２８３号
石川県白山市横町102番地
破産者　有限会社今村
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
金沢市木越２丁目92番地
破産者　舟本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３７２９号
愛知県大府市追分町１丁目166番地
破産者　有限会社大府電工社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２号
名古屋市東区代官町40番18号
破産者　株式会社大和エージェンシー
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７６８０号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番16号
破産者　株式会社イワテロックハンド
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２４号
大阪府交野市幾野３丁目20番20号
破産者　株式会社一二三建設
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部